令和元年度第3回 岡崎市都市計画審議会 議事録

令和元年度第3回岡崎市都市計画審議会議事録

- 1 会議の日時 令和元年10月16日(水)午前10時
- 2 会議の場所 岡崎市役所 東庁舎2階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」
- (2) 報告第4号「岡崎市都市計画マスタープラン全面改定の取り組み状況について」
- (3) 報告第5号「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について」
- (4) 報告第6号「岡崎市土地利用基本計画の改定について」

4 会議に出席した委員(14名)

松本 幸正 学識経験者

宇野 勇治 学識経験者

学識経験者 宮崎 幸恵

学識経験者 鶴田 佳子

学識経験者 羽根田 正志

岡崎市議会議員 鈴木 雅子

岡崎市議会議員 荻野 秀範

岡崎市議会議員 杉山 智騎

岡崎市議会議員 畑尻 宣長

岡崎市議会議員 加藤 嘉哉

愛知県岡崎警察署長(代理)交通課 中井 崇之

愛知県西三河建設事務所長 水野 貢

石井 美紀 市の住民

市の住民 片桐 政勝

5 説明者

都市整備部都市計画課長 新井 正徳

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長(松本会長)が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第9条第1項 の規定により、字野委員及び鈴木委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局(鈴木都市計画課総務係係長)から、岡崎市都市計画審議 会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うと ともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(説明)

議長が第3号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (新井都市計画課長)から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 変更の概要
- (3) 変更の理由
- (4) 縦覧の結果について

9 第3号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

松本会長:

都市計画決定している公園や道路の区域内での買取申出案件はなかったか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

都市計画道路美合線の決定区域内での買取申出はあったが、当該都市計画道路について は線形の見直しをする予定であったため、買い取りはしなかった。

松本会長:

岡崎市は愛知県下で生産緑地が一番多いと聞いたがそうなのか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

県内の指定状況まではすぐには分からない。

議長が第3号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一 致で可決された。

- 10 報告第4号「岡崎市都市計画マスタープラン全面改定の取り組み状況について」(説明) 議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (新井都市計画課長)から説明した。
 - (1) 都市計画マスタープラン概要について
 - (2) 全体構想(案) について
 - (3) 住民説明会の実施について
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 11 報告第4号「岡崎市都市計画マスタープラン全面改定の取り組み状況について」(質疑) 事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

荻野委員:

資料に「安全安心で暮らせる都市」という項目があり、都市計画マスタープランは都市 計画区域に対して策定していると思うが、大きな災害が来たときに安全安心に暮らせる都 市をつくっていくためにはそれだけでいいのか。都市マスの中の都市像5の部分に災害対応等についても何らかの形で記載できないか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

森林環境ゾーンや森林環境地は都市計画区域外ではあるが、保全をしていく方針であり、 踏み込むべきかどうかは事務局でも議論している。岡崎市の場合、森林地があっての市街 地という観点もあるのかと思う。土地利用基本計画との整合性等も考慮しながら、改定の 取り組みの中で検討していきたい。

松本会長:

都市計画区域外の防災対策は施策として行われている計画はあるのか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

岡崎市地域防災計画があります。

松本会長:

都市計画区域外のところに関しては土地利用基本計画と整合がとれる範囲で表現されているということなので、その手法は防災に関しても適用できる。防災計画でかかれている都市計画区域外の施策についてはここで触れることは可能であるため、そういう形で書いくことを検討してほしい。

鈴木委員:

市街地整備に関する方針の資料について、6つの基本方針を定めると文章には書いてあるが、表には5つしか書いていない。また、公園・緑地に関する方針の資料においても5つの基本方針を定めると文章には書いてあるが、表には4つしか書いていない。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

いずれも表の数字が正しく、説明文が間違っている。資料を作成するにあたり、基本方針の整理をする中でこのようなミスが出てしまった。

鈴木委員:

住民説明会を行うにあたり、都市計画法について興味のある人は少ないと思う。アリバイ的に説明会をやるのは良くないと思うため、住民にわかりやすい説明会となるよう何か工夫しているか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

今回は全体計画のためボリュームがあることから、理解を得られやすいようにエッセンスの部分を抽出して丁寧に説明することを心掛けている。また、説明会の周知については、過去の経験を生かして、学区総代会長の会議での周知により、総代会長からも説明会への参加を呼び掛けてもらうような手法を採った。

鈴木委員:

途中の一部改定等の変更の際には、住民説明会を開催しないのか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

昨年度末に部分改定した際には、パブリックコメントで対応した。今後どのような対応 が良いのかは変更する内容によって説明会であったり、パブリックコメントであったりと 色々な手法を交えていく予定。

鈴木委員:

東部地域のアウトレットなどの急な民間の開発計画等が出てきたときに、マスタープランとの整合性が取れなくなってきた部分をどうするのかという課題がある。そのような場合は、変更についても説明会の開催をしてほしい。また、市としてはコンパクトシティの施策を文字通り推進していくつもりなのか。

事務局(都市計画課長):

岡崎市の場合はまだまだ数年間人口が微増していく中で、立地適正化計画を定めたわけではあるが、土地利用基本計画や市街化調整区域内の地区計画運用指針において、以前からある市街化調整区域での既存集落等の維持を図っていきたい。長い先に明らかに人口が減ってきた場合はそのとき改めてしっかり考えなくてはならない。いずれにしても極端に中心部に集まるということは考えていないが、立地適正化計画における居住誘導重点区域に人が重点的に集まってほしいという意思は示した計画となっている。

鈴木委員:

説明会については都市計画に関わらないような話も出てくると思うが、それは岡崎市への意見として真摯に聞いていただきたい。また、岡崎市は交通事故の減少も掲げているが、道路をつくる上で外国でよく使われているラウンドアバウトという信号のない交差点について、どこかでモデルをつくっても良いと思うがどうか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

美合日清紡の跡地開発において計画されている。

鈴木委員:

市としての計画はないのか。

事務局(都市計画課長):

県道生平幸田線と市道保母池金線の変則な交差点において、主たる幹線道路としては良い前例にならないかと西三河建設事務所で検討いただいているということは聞いている。

松本会長:

ラウンドアバウトは色んなメリットがあるため、適した場所に入れてということはぜひ 検討していただければと思う。例えば、都市マスで道路施設ということで、ラウンドアバ ウトを導入するように読むことはできるのか。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

人や安全な歩行空間の確保、事故や渋滞の解消というような観点も入れている。そういったところから読めると思う。

松本会長:

交通量にもよるが、二酸化炭素の排出を抑制するなど、環境問題への対応も可能になる と思う。

石井委員:

岡崎西武が撤退するという件について、都市拠点とともに比較的広域から人が集まる拠点と定義されている準都市拠点に該当する戸崎町周辺には、イオンや岡崎西武がある。準都市拠点の中核となる岡崎西武がなくなるのは大きな問題であり、岡崎市として都心部の中核となる百貨店を守るような位置づけをするような考えはあるか。

事務局(都市計画課長):

都市計画マスタープランや立地適正化計画において今後、該当の場所について明確に位置付けることで、どのように土地利用の観点で発展させていくかという意思表示をしている。

片桐委員:

都市計画は岡崎市の問題ではあるが、流域を考えると矢作川は長野県を源流としており、 岡崎市は流域の一部である。大きな災害が起きたときは岡崎市だけでは何ともならないた め、長野県や隣接の都市を含めて流域全体を見た防災や川の利用をするという観点も必要 だと思う。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

整備については流域全体が集まって、国に対して要望を行っている。

宇野委員:

拠点整備と冒頭にある題目標とのつながりが見えない。各拠点と都市像が結びついてい くとよりまとまりが出ると思う。

事務局(都市計画課企画調査係係長):

策定委員会でも指摘いただいた中で、資料の表にいく前の基本的な考え方という文章で そのあたりのフォローをしたが、足りないようならもう少し文章を考えていきたい。

鶴田委員:

都市像と基本方針のつながりをもう少し明確に表現してほしい。

議長が報告第4号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

12 報告第5号「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について」(説明)

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (新井都市計画課長)から説明した。

- (1) 市街化調整区域内地区計画運用指針の概要
- (2) 主な改正点
- (3) 改定案について
- (4) 庁内意見照会結果について
- (5) 今後のスケジュールについて

13 報告第5号「岡崎市市街化調整区域内地区計画運用指針の改定について」(質疑) 事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

鈴木委員:

合併処理浄化槽とは個別浄化槽のみを指しているのか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

個別の合併処理浄化槽を考えている。

鈴木委員:

道路要件を6メートルから4メートルに変更するようだが、安全上の懸念はないか。 また、雨水貯留施設については、河川管理者との協議により必要な場合に設置することと されているが、これは規制が強化されたのか、あるいは緩和されたのか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

道路要件については愛知県の規定との整合を図るとともに、岡崎市開発行為の許可等に関する条例の技術基準との整合を図った結果である。雨水貯留施設についても愛知県の規程の変更に整合を図ったものであるが、変更後の規程については施設の設置について踏み込んだ内容となっていることから、どちらかといえば規制が強化された内容の改定になる。

鶴田委員:

大規模既存集落型から既存集落保全型への名称変更は県の変更にならったものか。 また、住居という用語と集落という用語がこの指針の中で重なる部分があるので、用語を 整理してはどうか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

県の規程のなかで既存集落保全型という定義が新設され、岡崎市の既存の運用指針としてはこちらに条件が近いことから名称を変更したものである。用語の整理については、いただいた意見を今後の検討の参考としたい。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

14 報告第6号「岡崎市土地利用基本計画の改定について」(説明)

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局 (新井都市計画課長)から説明した。

- (1) 土地利用基本計画の概要
- (2) 改定の経緯
- (3) 主な改定事項
- (4) 今後のスケジュールについて

15 報告第6号「岡崎市土地利用基本計画の改定について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

荻野委員:

森林整備地域と水源保全地域の違いは何か。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

森林整備地域の中で特に水源の保全が必要な地域を上から重ねるイメージで指定している。

荻野委員:

森林整備地域の指定理由について、例えば「都市部の人々との交流」等について触れるような表現にする考えはあるか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

具体的な施策については関連計画の中で定めていくことになるが、森林の持つ多面的機能については交流や活用なども含まれると考えられるため、これらの表現についても意見をいただければと思う。

石井委員:

浸水対策地区の指定理由で市街化区域に限定する理由はなにか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

水から暮らしを守るマップにより氾濫リスクが高いとされている箇所が市街化区域しかないためである。

石井委員:

浸水対策地区は内水氾濫する区域を想定した場所のことか。

事務局(都市計画課十地利用計画係係長):

内水氾濫する区域で指定できていなかった部分を今回整理したものである。

松本会長:

浸水想定区域を調整区域にも指定することは必要と思われるが、まだ検討が追い付いていないものと思われる。防災計画のうち、せめて方針だけでも見てみると良いのでは。また、みずから暮らしを守るマップは、市街化区域内だけでなく全市的に検討してもらいたい。

畑尻委員:

総合雨水対策計画の中には、市街化調整区域での浸水対策地区の記載はないのか。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

総合雨水対策計画の中に行政・企業・個人が各々実施する施策の記載はあるが、そもそも浸水対策想定地区の指定がされなかったので、施策の一つとしてマップが作成された。

宇野委員:

地域ごとの機能がイメージし易い表現を工夫すると良いのではないか。。

事務局(都市計画課土地利用計画係係長):

表現の仕方についてはあらためて検討していきたい。

議長が報告第6号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

16 その他

事務局から次回の第4回都市計画審議会の開催日程が2月頃の開催を予定しており、 詳しい日時については後日あらためて通知することを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第3回都市計画審議会を閉会した。